

保健管理センター THP ルームの利用に際しての注意事項

ICHC 保健管理部門

神戸大学 ICHC 保健管理部門 THP ルーム（以下「THP ルーム」といいます。）の利用に際しては、THP ルーム利用者として登録することが必要です。THP ルーム利用申込書記載時や THP ルーム利用時には、この注意事項をよく読み、遵守してください。

（施設の利用目的及び範囲）

THP ルームは、神戸大学(以下「本学」といいます。) の学生及び教職員の健康増進を目的として、健康診断や健康診断関連業務の他、ジムマシーントレーニング等の運動療法プログラム、講習会等の実施に供するものです。

（利用者の範囲）

THP ルームを利用することができるのは本学の学生及び職員に限ります。

（施設の利用）

THP ルームの利用者は、本書記載の注意事項を遵守しなければなりません。

（施設の専有利用）

THP ルームを専有的に利用することはできません。

（施設利用時の手続き）

保健管理センターが実施する健康診断や健康診断関連業務、講習会等への参加を目的として利用する場合を除き、THP ルーム利用者は保健管理センターに登録の上、使用の都度、所定の手続きを取らなければなりません。登録のためには、直近の定期健康診断または同等の実施項目を含む病医院等での健康診断の結果により、心電図を含めて THP ルームの利用に支障がない健康状態であることが必要です。また、疾病加療中や経過観察中の方は、運動療法に係る主治医による許可を得ていなければなりません。

（職員の指示に従う義務）

ICHC 保健管理部門職員及び本学の委託を受けた健康運動指導員等(以下「ICHC 保健管理部門職員等」という。) の業務上の指示に従っていただきます。

(利用者登録の取消し)

次の事項に該当するときは、THP ルーム利用者としての登録を取り消します。

- (1) 本学の学生、職員の身分を喪失したとき。
- (2) 直近の定期健康診断を受検しなかったとき。(同等の実施項目を含む病医院等での健康診断を受け健康診断証明書を提出した場合を除きます。)
- (3) 疾患等により THP ルームの利用が不相当と判断されたとき。ただし、疾病等の種類によっては一時的な使用制限とすることがあります。
- (4) 利用者登録に際し THP ルーム利用申込書に記載された事項が事実と反するとき。
- (5) ICHC 保健管理部門職員等の業務上の指示に従わないとき。
- (6) 所定の手続きをとらずに THP ルームを使用したとき。
- (7) THP ルームを許可された目的以外の用途に利用したとき。
- (8) 迷惑行為等、社会通念上不相当と考えられる行為をおこなったとき。
- (9) 登録者以外の者が THP ルームを不正に使用することを幫助したとき。
- (10) その他、本学において管理上の事由が生じたとき。

(利用時間)

THP ルームの利用時間は通常、平日午前 9 時から午後 4 時 30 分までとしますが、ICHC 保健管理部門が実施する健康診断、健康診断関連業務の他、講習会等の開催時はこの限りではありません。また、管理上の事由が生じたときは予告なく臨時に利用を制限することがあります。

(保健管理センター業務の優先について)

THP ルームの利用にあたっては、健康診断等の ICHC 保健管理部門の行事を優先することとします。

(利用者の負担)

THP ルーム利用者として保健管理センターに登録された方は、THP ルーム、ジムマシン及び THP ルーム付帯設備の更衣室、ロッカー、シャワーを無料で使用することができます。

(土足禁止)

THP ルーム利用者は、利用目的に適した服装をし、上履きを用意しなければなりません。裸足、土足、スリッパやサンダルでの使用は禁止します。

(原状回復)

THP ルーム利用中に施設・設備・備品等を損傷又は滅失したときは、本人がこれを原状に復さなければなりません。また、原状回復が困難と認められる場合には、損害を賠償しなければなりません。

(事故、盗難等)

THP ルーム利用中の事故や所持品の紛失・盗難については、本学はその責を負いません。

(利用者間のトラブル)

THP ルーム利用者間でトラブルが生じた場合は当事者間で解決することとします。事情により利用者登録を取り消すことがあります。

(管理のための立入り)

ICHC 保健管理部門の職員等が、管理上の必要に基づき THP ルームに随時立ち入ることがあります。

以上